

議会改革推進特別委員会設置に関する決議

諏訪市議会では、平成30年12月議会において、社会の変化に迅速に対応し、地方分権の一翼を担うにふさわしい活力ある議会を目指して、議会・議員のあるべき姿・目指すべき方向性を定めた諏訪市議会基本条例を制定した。

また、令和2年12月議会では、市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的として、諏訪市議会議員の政治倫理に関する条例を定める等、開かれた議会、活力ある議会を目指し、様々な議会改革を続けてきた。

今後も、議会基本条例等の理念を具現化すべく、議会改革を継続し、さらに発展させるため、下記のとおり議会改革推進特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名称 議会改革推進特別委員会
- 2 設置根拠 諏訪市議会委員会条例第4条及び諏訪市議会基本条例第7条
- 3 調査事項 諏訪市議会基本条例の理念に基づき、議会改革を継続・発展させるための調査・研究
災害等不測の事態に、議会活動を継続するための計画として
ICT、DXを含めた議会版BCPの制定のための調査・研究
市民との意見交換会の実施
諏訪市議会基本条例の検証・見直し
先例集の見直し
その他必要とする事項
- 4 委員定数 7人
- 5 調査期間 本特別委員会は、3に掲げる事項を継続して調査するため、閉会中もなお継続審査することとする。
- 6 付託期限 令和9年4月30日